

訪問看護ステーションみちラボ岩出

(訪問型サービスC)

重要事項説明書

1. 訪問看護ステーションみちラボ岩出による訪問型サービスCの概略

訪問看護ステーションみちラボ岩出（以下「ステーション」という）が訪問型サービスC（以下「サービスC」という）を提供する事により、家庭における療養生活を支援し、その心身機能の維持回復を目指し、生活の質の確保を重視した在宅療養が維持できるように支援します。訪問スタッフは、サービスCに必要な知識、技術と人間性を磨き、必要なサービスの提供ができるように努めます。

事業の運営にあたって、市及び保健所、福祉サービス、医療機関、施設の諸サービスと密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めます。

- 事業所名 訪問看護ステーションみちラボ岩出
- 所在地 和歌山県岩出市清水 405-1 岩出駅前第1ビル2階
- TEL 0736-67-7448
- FAX 0736-67-7449
- 介護保険事業所・事業所指定番号： 3061890038
- 事業委託番号：
- サービスCを提供する地域

市	町名
紀の川市	全域

- サービスCの提供時間
営業日 月曜日～金曜日 午前9時から午後5時
休業日 土曜日、日曜日及び年末年始（12月30日～1月3日）
訪問時間 40分

- サービスCの勤務体制

区分	資格	常勤	非常勤	計
管理者	作業療法士	1名		1名
訪問看護師	看護師	1名		1名
リハビリ職	作業療法士	1名		1名

(令和7年4月1日現在)

2. サービスの内容

サービスCの内容は次のとおりとする。

(1) セルフマネジメント能力の向上

自身の精神状態や健康状態を良い状態で安定させることができる方法や情報の提供

(2) 生活行為の工夫・提案

必要に応じた動作方法の提案、福祉用具の選定、住宅改修・環境調整の提案

(3) 適切な運動方法の提案

(4) 家族の支援に関すること

家族への自立支援に対する指導・相談

(5) 通いの場など、フォーマル・インフォーマルサービスの情報提供

(6) 対象者を含めた定期的な会議の実施

3. 災害発生時について

災害発生時はその規模や被害状況により通常業務を行えない可能性があります。

災害時の情報、被害状況を把握し職員の安全確保したうえでご利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時訪問を行います。

4. 利用料金について

(1) 利用料金について

サービスCの提供に際して、利用者への実施費用の自己負担は基本的にありません。市と委託契約を結び、市に直接請求を行います。

(2) キャンセル料

キャンセル料については、基本的に発生いたしません。

(3) 利用料金の変更について

利用料金は、国および自治体が定める介護報酬の改定等に伴い、改定率に準じて料金表に記載の金額から変更になることがありますので予めご了承ください。変更があった際は新しい書類を作成してお渡し致します。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

サービスC対象の方（要支援認定者及び事業対象者）は、地域包括支援センターまたは地域包括支援センターから委託された指定居宅介護支援事業所から介護予防ケアマネジメントを立案され、そのケアプランに応じてサービスCが開始されます。医師の指示書は特に必要ありませんが、リスク管理等の情報共有を都度実施します。

(2) サービスの終了

サービスCの期間は原則として3ヶ月以内に終了となっています。

ただし、必要に応じて個別協議を行い、最長6ヶ月まで利用することができます。

① 自動終了

以下の場合、双方の通知がない場合でも自動的にサービスを終了します。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合

② その他

- ・当ステーションが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者の家族に対して社会通念を逸脱する行為を行なった場合、または当ステーションが破産した場合。
- ・利用者や利用者の家族などが当ステーションや、サービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行なった場合、正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、または利用者の入院・入所等により1ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが、明らかになった場合は、通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

(3) サービス利用に際してのお願い

- ・病状の変化などで看護師等への連絡が必要な場合は、サービス提供時間内の場合は当ステーションに連絡してください。サービス提供時間外の場合は緊急連絡先に連絡してください。直接担当看護師の自宅には連絡できません。
- ・サービス従業者に看護以外の個人的な要件を依頼することはできません。
- ・看護の前後に手を洗いますので、水道を利用させてください
- ・サービス従業者への茶菓の接待やお心づけは、一切しないようお願い致します。

6. 相談窓口、苦情対応

当ステーションが提供するサービスCについての相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

担当窓口 サービスC管理者 児玉 憲三

T E L 0736-67-7448

受付時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

F A X 0736-67-7449

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

◎紀の川市高齢介護課

T E L 0736-77-2511

受付時間 月曜日～金曜日 午前8時45分～午後5時30分

(※こちらは平日のみの受付。土日祝祭日はお休みになります)

7. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化などがあった場合は、必要に応じて臨時応急の手当を行い、主治医、救急隊、ご家族、介護支援専門員などへ連絡をいたします。

8. 暴言・暴力への対応

利用者とともにサービス提供者の人権を守る観点から、暴言・暴力等があった場合、サービスを中止する場合があります。

9. 虐待の防止について

事業者は、障がい児の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年6月24日法律第79号）に基づき、虐待の早期発見並びに国や地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努めるとともに、下記の対策を講じます。

①虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	(※ステーション全体の管理者) 尾崎 奈美子
-------------	---------------------------

②成年後見制度の利用を支援します。

③苦情解決体制を整備しています。

10. 第三者評価について

第三者評価は実施しておりません。